

令和7年度飯豊町住宅等小規模リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、物価高騰や人口減少による建築関連事業量の縮小により多大な影響を受けている住宅関連産業による地域経済の活性化を図るため、住宅等の小規模なリフォーム等工事を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。）に定めるもののほか、令和7年度飯豊町住宅等小規模リフォーム支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 飯豊町内に存し、居住に要する建築物又はそれに付属する建築物等で自らが所有するものをいう。
- (2) 町内業者 飯豊町内に所在地を有する個人事業者又は飯豊町内に本店を有する法人事業者をいう。
- (3) リフォーム等工事 住宅等の機能や性能を維持又は向上させるため、住宅等の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え及び更新（取替え）を行う工事をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 本町に住所を有し、補助対象となる住宅等を所有する者で、住宅等のリフォーム等工事を行う者
- (2) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 自己及び同一世帯に属する世帯員全員が町税（国民健康保険税を含む。）、介護保険料、水道料及び保育料等行政サービスを受けるうえで町に納付義務が発生している公的な納付金を完納している者

(交付対象工事)

第4条 補助金交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年度飯豊町住宅リフォーム支援事業の要件工事に該当しないものであること。
- (2) リフォーム等工事にあたり、町内業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) 補助金の交付決定前に着手した工事でないこと。
- (4) 令和8年3月31日までに、実績報告書を提出できる工事であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象工事に要する費用に20%を乗じて得た額とし、その額が20万円を超えるときは20万円とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 情報確認承諾書（別記様式第1号）
- (2) 住宅等の位置図、配置図及び平面図
- (3) 交付対象工事の契約書の写し及び見積書の写し

(4) 工事箇所の写真

(5) その他町長が必要と認める書類

2 交付対象工事を施工するにあたり、工事代金が少額であるなどの理由により工事請負契約書の取り交わしを省略したときは、前項第3号の規定によらず、工事請負契約書の写しの提出を省略することができる。

(交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとし、その内容及びそれに付した条件を様式第2号により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定を受けた後に対象事業を変更し、又は廃止しようとするときは、変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は廃止を認めたときは、変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助金の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付の対象者は、交付対象工事が完了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、工事完了後30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 完成写真

(2) 領収書の写し

(3) 口座振替依頼書

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、交付の対象者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。